

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則		ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則		1
告 示		
○保安林の指定予定の通知（24件）	（治山林道課）	2
○保安林の解除予定の通知	（ 〃 ）	6
○保安林の指定の予定	（ 〃 ）	6
○保安林の解除	（ 〃 ）	7
○道路の区域変更	（道 路 課）	7
公 告		
○都市計画の変更の図書の縦覧	（都市計画課）	7
○開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ）	7
高知県収用委員会公告		
○公示による通知（2件）	（11・19掲示）	7

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

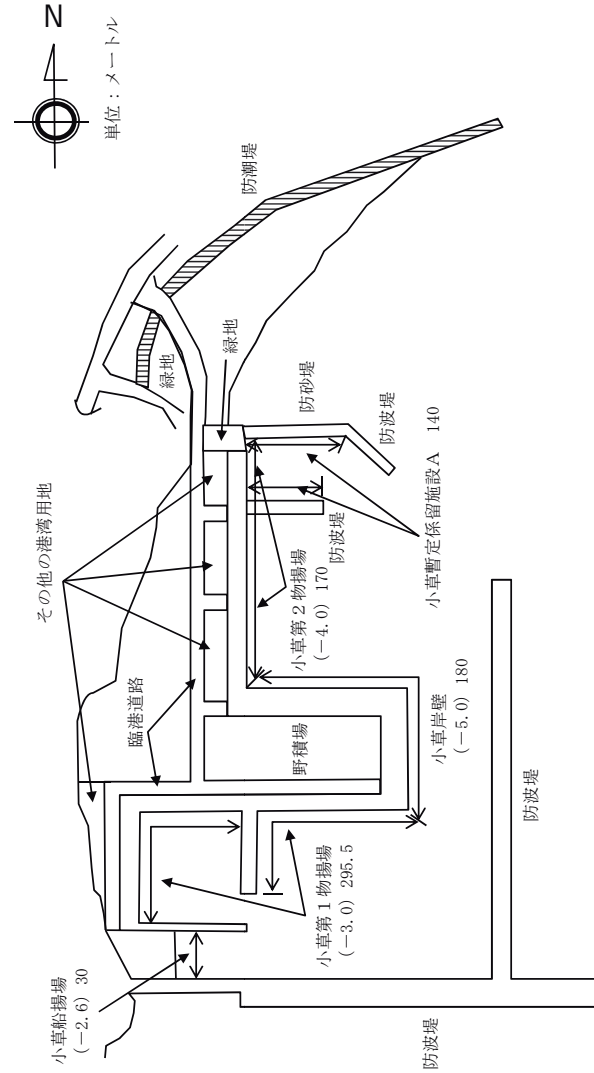
高知県規則第79号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図9の3を次のように改める。

別図9の3 久礼港物揚場等の区域図（小草地区）



<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">告 示</p> <p style="text-align: center;">-----</p>		
<p>高知県告示第642号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 室戸市室戸岬町字城山7022、7023、7025、7026</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字城山7022・7023・7025・7026（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第644号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 室戸市室戸岬町字トヲエ谷141の1、142</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字トヲエ谷141の1・142（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字礪山乙2352の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第646号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市橋上町坂本字小川山468の11、468の40、468の43</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p>高知県告示第643号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 室戸市羽根町字冬ノ瀬南段甲3318の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字冬ノ瀬南段甲3318の1（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>高知県告示第645号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸市穴内字礪山乙2352の1</p>	<p>高知県告示第647号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成22年11月30日</p>

	高知県知事 尾崎 正直
1 保安林予定森林の所在場所	宿毛市山奈町芳奈字笹原山3610
2 指定の目的	土砂の流出の防備
3 指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。	字笹原山3610（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。
	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）
	高知県告示第648号
	農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
	平成22年11月30日
	高知県知事 尾崎 正直
1 保安林予定森林の所在場所	土佐清水市宗呂字シバンバ甲595の19・甲595の29（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指定の目的	水源のかん養
3 指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）
	高知県告示第649号
	農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所	土佐清水市宗呂字クス原平乙470の1、乙470の5、字西大サコ乙493の1、字サンジンボヲ乙532の1（次の図に示す部分に限る。）
	乙532の7、字横木ハナ乙540の4、字フタゴタニ乙541、字カナアラセ乙542のロ（次の図に示す部分に限る。）
	字下長瀬平丙3830、字大サコ丙3869の1（次の図に示す部分に限る。）
	字根来丙3871（次の図に示す部分に限る。）
	字家重丙3872（次の図に示す部分に限る。）
	字御坊丙3873、字スケントウ丙4076・丙4078のイの1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
	字横谷丙4083のイ、字上ヲヂガサコ丙4086の62（次の図に示す部分に限る。）
	字ウツケサコ丙4095の1、丙4095の3、字木ノ辻ゴエ丙4211の1、片粕字三谷山288の2
2 指定の目的	水源のかん養
3 指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。
	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第650号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所	土佐清水市上野字黒岩2429、2430の5、2430の6、字南谷2435、2436の1、字ヲヲ汰場2508の9、2508の22
2 指定の目的	土砂の流出の防備
3 指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。	

字黒岩2430の6・字南谷2435（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第651号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所	土佐清水市下益野字上ミクロツチ758、2036、2037の4、字イゲンダ2035のハ、2035のニ、2035のホの1、2035の12
2 指定の目的	土砂の流出の防備
3 指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。	字上ミクロツチ758・2036・2037の4・字イゲンダ2035のニ・2035のホの1・2035の12（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。
	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）
	高知県告示第652号
	農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

<p>平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市藤字カゲブチ山2017、2023、字ウシロヤマ2054の1、2054の3、字白原山2055の1、字藤岡山2087、字井場山2105、字ホシヤノキヤマ2118のイ、字足谷山2161、2167、字イモシイガ谷山2171、2172、字中ウ子山2181、字櫻山2182の2、字船ヶ谷景平2188、字地藏森山2190の2、字岩サコヤマ2193の1、2196、字大串谷山2197、字トノ畑山2202、2211、字柳サコ山2217の1、2217の5、2220、字片木原2228の2、伊才原字詮議場山2841の3、字原賦り山2842の1、字森ヶ崎2855の2、2855の3</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第653号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市西土佐下地字ランゲトヲ156、1950の1、字フナガサコ169の2、170</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ランゲトヲ156・1950の1・字フナガサコ169の2・170（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の</p>	<p>所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第654号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 香美市物部町別役字ウ子760、字スヽレ石761のへ</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ウ子760・字スヽレ石761のへ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第655号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡安田町与床字影谷859</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p>	<p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字影谷859（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第656号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡安田町中ノ川字下谷141、142、字西青木1180</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字下谷141、142、字西青木1180（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第657号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日</p>
---	--	--

<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡北川村久木字モチダ865のハ、865のニ、865のホ、865の6、字梶尾869の7、869の8</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字モチダ865のニ・字梶尾869の7・869の8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第658号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日</p>	<p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第659号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡馬路村馬路字平野谷831の36、字櫛削869の2、字下モツノ927の12、927の14、字モツソノ谷988の37、988の47、988の56、字梅ヶ谷1051の26、字黒松1059の3、字栃谷南平1060の18、1061の2（次の図に示す部分に限る。）、字古井落1149の7、1149の12、字立山1159、1160、字一本杉1162の4、字川ナロ1164の1、1164の2、1164の5、1164の9、1164の23、1164の24、1164の27、1164の32、1164の52、1164の53、1164の55、1164の58、字中畑1168の1、1168の6、字榊谷1206の10、1206の16、1206の17、1206の24、1206の29、1206の30、1206の33、1206の34、字ハケ1210の7、1210の10、字大段1232の3、字ウケ谷1279の26、字キト裏1376の8、1376の11、1376の15、1376の17</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第660号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 川西路1835の1・1835の2・1856の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第661号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>
<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡北川村久木字梶尾1046の1、字鹿伏1047の7</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字梶尾1046の1（次の図に示す部分に限る。）、字鹿伏1047の7 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p>	<p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第662号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡構原町川西路1835の1、1835の2、1856の1</p> <p>2 指定の目的</p>	<p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡構原町松谷294</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 松谷294（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第662号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の</p>

<p>規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡檮原町松原525</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 松原525（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p>	<p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第664号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡津野町芳生野字横ノ谷乙5551の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字横ノ谷乙5551の1（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p>	<p>とする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第666号 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町古満目字春日山334の2</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>3 解除の理由 指定理由の消滅</p>
<p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第663号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡津野町北川字札向8889、8891、8893、8895</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字札向8889・8891・8893・8895（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p>	<p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第665号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町榎ノ浦字鹿越344の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおり</p>	<p>高知県告示第667号 次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。 平成22年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡黒潮町熊井字長井山343の1、伊興喜字ヒジリ谷山603の6、603の20、603の24、603の口、604の10、宇大畝子山608の11・608の口（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、宇大畝子西山620の1、621の1から621の4まで、622の口、字松尾山625の27、625のイの2、625のイの3、625のイの4、625の口、626の口、626のハ、字フトラ山649の1、649の8、宇大清水山655の28、655の38、655の41、宇大谷山661の31、661の36、661の口の2、661のニ、663、669、670の2、670のイ、672、673、676の2、市野々川字サル谷974の1、974の3、976の1、976の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p>

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第668号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所
須崎市多ノ郷字サガノ谷乙724の6
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村本村字 焼坂345番3から 高岡郡日高村本村字 焼坂658番43まで	前	10.8 }	116
	後	10.0 }	
		57.5 }	116
		57.5	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画地区計画（高知岡豊工業団地地区計画）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年9月14日 22高幡土開第4号	四万十市古津賀字五反ダ3460-1番ほか	四万十市右山五月町7-40 高知はた農業協同組合 代表理事 理事長 佐竹 勝

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成22年12月10日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成22年11月19日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類
平成22年10月18日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高岡郡四万十町替坂本字定足山500番13の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者
Rua 1 n.8 Jardim Campo Alegre Embú-Guaçu S.P. Brasil

（ブラジル連邦共和国サンパウロ州エンブーグアス市ジャルジン カンポ アレグレ1通り8番）

矢野 靖

Rua Dr. Roberto Feijo Nº 300 Vila Prudente São Paulo S.P. Brasil

（ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市ヴィラプルデンチ ドウトール ロベルト フェイジョ通り300番）

矢野 知多

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成22年12月10日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成22年11月19日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類
平成22年10月18日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高岡郡四万十町替坂本字谷屋式山593番1の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者
Rua 1 n.8 Jardim Campo Alegre Embú-Guaçu S.P. Brasil

（ブラジル連邦共和国サンパウロ州エンブーグアス市ジャルジン カンポ アレグレ1通り8番）

矢野 靖

Rua Dr. Roberto Feijo Nº 300 Vila Prudente São Paulo S.P. Brasil

（ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市ヴィラプルデンチ ドウトール ロベルト フェイジョ通り300番）

矢野 知多